

鶴見大学寄附講座等教員に関する規程

平成 23 年 4 月 1 日

制定

第 1 条 この規程は、鶴見大学寄附講座及び寄附研究部門規程第 2 条に定める寄附講座等教員のうち、鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）教員以外の寄附講座等教員に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 本学教員以外の寄附講座等教員の職位は、寄附講座教授、寄附講座准教授、寄附講座講師及び寄附講座助教とする。

第 3 条 本学教員以外の寄附講座等教員の選考は、本学の各学部等で定める選考基準に準じて行うものとする。

第 4 条 本学教員以外の寄附講座等教員の任用は、各学部等教授会で審議し、学長を経て理事長が任命する。

第 5 条 本学教員以外の寄附講座等教員の就業等については本学職員就業規則の規定を準用する。

第 6 条 第 2 条に規定する者のうち、常勤者の給与は鶴見大学給与規程に定める教員の例を限度に職務能力や経験等を考慮して個別の雇用通知書で定め、寄附講座等に係る経費の範囲内で支給する。

2 非常勤者に対する給与は、本学の非常勤講師給与額を限度に、職務能力や経験等を考慮して個別の雇用通知書で定め、寄附講座等に係る経費の範囲内で支給する。

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。